

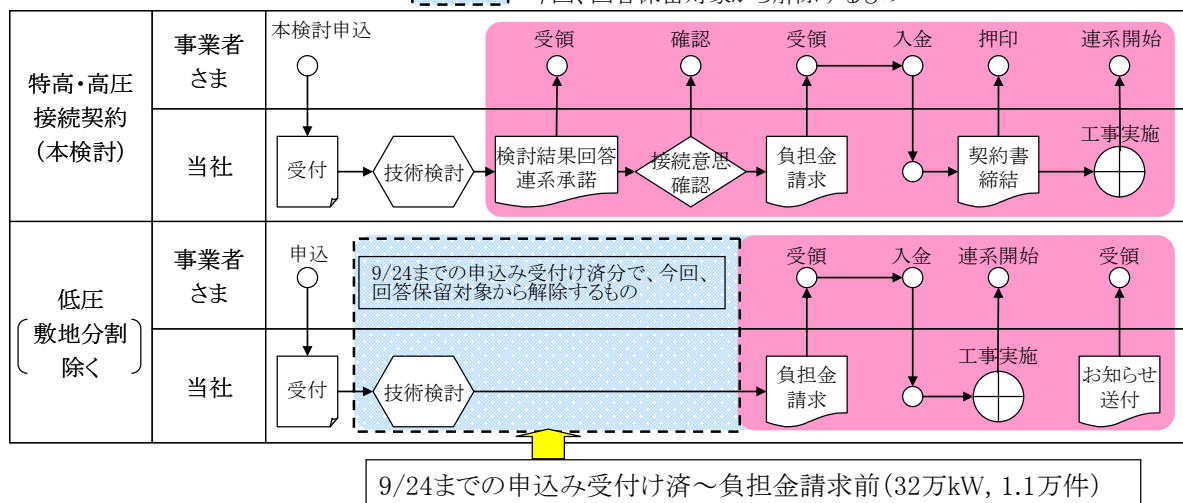
九州本土の再生可能エネルギー発電設備に対する
接続申込みの回答保留の一部解除について（補足説明）

（参考 1） 前回公表時からの変更点

- 10kW 未満の余剰買取を除く低圧については、受付け済であっても当社から負担金請求に至っていないものは回答保留の対象としておりました。
- 今回、公表日（9 月 24 日）までに受付け済の低圧接続申込み（敷地分割を除く）に対し、回答保留を解除し、接続に向けた検討を再開いたします。

<<接続契約申込み手続き>>

回答保留適用開始日（9/25）以降で、回答保留対象外となったもの
今回、回答保留対象から解除するもの



（参考 2） 低圧敷地分割の概要

- 同一の事業地における大規模な太陽光発電設備（例：高圧連系となる 50kW 以上の設備）を、小規模設備（例：低圧連系となる 50kW 未満の設備）に分割し、複数の連系案件として電力会社との接続協議に臨むケース（低圧敷地分割）が存在しております。
- こうした分割は、高圧連系で必要とされる電気主任技術者の選任が不必要となること等もあって、社会的に不公平が生じており、また、小規模に分割することにより、電力会社にとっては不必要なメーター、電柱等を設置することになり、社会的な非効率性が生じる恐れがあると国の「買取制度運用ワーキンググループ」において結論が得られ、平成 26 年度から、低圧敷地分割が設備認定されない措置（中止措置）がとられました。

